

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人RULEMAKERS DAOという。また、英文では RULEMAKERS DAO, Inc. という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区平河町二丁目5番3号MIDORI.so NAGATACHOに置く。

(目 的)

第3条 当法人は、広く当法人に参画する者によるルールメイキングに関する活動を通じた 規制の改革等を目指し、ひいては次世代の日本の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 政策提言活動
- (2) ルールメイキングに関する教育と啓蒙活動
- (3) ルールメイキングに関するイベント、セミナー等
- (4) ルールメイキングに関する情報提供及び出版
- (5) ルールメイキングに関する事例や理論の研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 評議会員 当法人の目的に賛同し、当法人が指定する運営コミュニティに参加して、その活動に関与する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 評議会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める方法により入会手続きを行うことで、入会することができる。
- 6 賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める所定の様式により、当法人に入会を申し込み、当法人による承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、当法人が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、当法人が別に定める退会届を当法人に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款、その他当法人の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上30人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、評議会の提案に基づく理事会の議決によって、正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、評議会の提案に基づく理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議会の提案に基づく理事会の議決によって定める。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(開催)

第22条 通常総会は、事業年度終了後3月以内に毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前まで（書面投票又は電子投票を認める場合には総会日より2週間前まで）に、通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により委任した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が
ある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 代表理事の選任及び解任
- (7) 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事2名以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 評議会

(評議会)

第37条 評議会は、評議会員をもって構成する。

- 2 評議会は、理事会の諮問に応じ、当法人の運営及び事業に関する重要事項について審議し、理事会に対して助言又は勧告を行う。
- 3 評議会の開催、運営、決議その他の詳細は、評議会の提案に基づく理事会の議決によって定める。

第7章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第11章 雑 則

(細 則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	塩 澤 好 貴	
理 事	牧 野 裕 貴	
理 事	増 島 雅 和	
理 事	上 田 祐 司	
理 事	加 藤（喜 多）	佳 子
理 事	古 畑（貞 包）	美 幸
監 事	星 野 宇 潮	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員（個人） 0円

評議会員（個人） 0円

賛助会員（個人・団体） 10,000円

(2) 年会費

正会員（個人） 0円

評議会員（個人） 0円

賛助会員（個人・団体） 1口50,000円

(1口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 RULEMAKERS DAO

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	シザワ ヨシカ 塩澤 好貴		無	代表理事
2	理事	マキノ ユキ 牧野 裕貴		無	
3	理事	マシジマ マカズ 増島 雅和		無	
4	理事	ウエダ ユウジ 上田 祐司		無	
5	理事	カノウ(キョウ) ヨシコ 加藤(喜多)佳子		無	
6	理事	フルハタ(サダ)カネ ミキ 古畑(貞包)美幸		無	
7	監事	ホシノ ウチ 星野 宇潮		有	
8					
9					
10					

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO設立趣旨書

私たちは現在、時代の転換期に立っている。私たちは過去30年間、社会の成長を感じることなく、困難が続く日々に見出せずにおり、日本の社会は、長年にわたる停滞を経験している。そして、この閉塞感が、新たな挑戦を志す者たちを阻んでいる。外国人への偏見や女性の社会進出の遅れ、そして小さな過ちに対する過剰な批判が、社会全体の活力を奪っている。勇気ある失敗が称賛されることなく、多くの才能がこの国を離れていく現状に、私たちは危機感を抱いている。

このような状況を打破するためには、この国の古いルールを変え、新しいルールによって日本を再び「凄い国」に変革することを目指していく必要がある。そのためには、既存のルールメイカーだけではなく、一人一人が変革の担い手となり、古い価値観に挑戦し、新しい価値観を社会全体に浸透させ、新しい設計図をもとに、日本の未来を再構築していく必要がある。

そのために、RULEMAKERS DAOは政策提言活動をはじめとするルールメイキング活動を行うことによって、既存のルールを変え、新しいルールを作り、日本が再度希望のを持てる国になれるように活動を行う。

そして、このような活動は、特定の者に対して利益をもたらすことを目的とするものではなく、国益に資する活動であることから、非営利活動としてなされるべきものである。

申請に至るまでの経過

令和6年12月 一般社団法人特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO設立

令和8年7月 特定非営利活動法人RULEMAKERS DAOの設立総会開催

令和8年8月3日

設立代表者

氏名

塩澤 好貴

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO

1 事業実施の方針

この法人は、広く当法人に参画する者によるルールメイキングに関する活動を通じた規制の改革等を目指し、ひいては次世代の日本の発展に寄与することを目的とした事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 12,714 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
政策提言活動	政策提言に繋がるリサーチや勉強会、有識者へのヒアリングなど広く行い、提言文案を推敲する	通年	東京・オンライン	10人	該当する政策や法律の対象とする範囲に準拠	不特定多数	0
ルールメイキングに関する教育と啓蒙活動	ルールメイクに関わる様々なアクターを招聘し、立法現場の実態について学ぶ	適宜	オンライン	3人	該当する事業者や協会・協議会の対象範囲に準拠	30人	6,515
ルールメイキングに関するイベント、セミナー等	国会審議中の法案や新たなルールの周知、浸透を目的としたイベントやセミナーの開催	6月頃	東京	2人	関心のある者、選考を設けず先着者	約50人	87
ルールメイキングに関する情報提供及び出版	新着のルールメイクに関する情報のメルマガの送付や会員制チャットツールでの配信	適宜	適宜	2人	関心のある者不特定多数	不特定多数	3,633
ルールメイキングに関する事例や理論の研究	市民参加型の新しいルールメイクに必要なツールの開発や海外事例の研究	適宜	適宜	4人	研究対象とする上記の事業に準拠	不特定多数	2,479

(2) その他の事業

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAOでは、その他事業は行いません。

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO

1 事業実施の方針

この法人は、広く当法人に参画する者によるルールメイキングに関する活動を通じた規制の改革等を目指し、ひいては次世代の日本の発展に寄与することを目的とした事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 9,894 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
政策提言活動	政策提言に繋がるリサーチや勉強会、有識者へのヒアリングなど広く行い、提言文案を推敲する	通年	東京・オンライン	10人	該当する政策や法律の対象とする範囲に準拠	不特定多数	0
ルールメイキングに関する教育と啓蒙活動	ルールメイクに関わる様々なアクターを招聘し、立法現場の実態について学ぶ	適宜	オンライン	3人	該当する事業者や協会・協議会の対象範囲に準拠	30人	3,265
ルールメイキングに関するイベント、セミナー等	国会審議中の法案や新たなルールの周知、浸透を目的としたイベントやセミナーの開催	6月頃	東京	2人	関心のある者、選考を設けず先着者	約100人	99
ルールメイキングに関する情報提供及び出版	新着のルールメイクに関する情報のメルマガの送付や会員制チャットツールでの配信	適宜	適宜	2人	関心のある者不特定多数	不特定多数	3,265
ルールメイキングに関する事例や理論の研究	市民参加型の新しいルールメイクに必要なツールの開発や海外事例の研究	適宜	適宜	4人	研究対象とする上記の事業に準拠	不特定多数	3,265

(2) その他の事業

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAOでは、その他事業は行いません。

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO
(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		340,000
受取寄附金	340,000	
3 受取助成金等		47,000,000
受取補助金	47,000,000	
4 事業収益		630,000
政策提言活動事業収益		
ルールメイキングに関する教育と啓蒙活動事業収益	200,000	
ルールメイキングに関するイベント、セミナー等事業収益	250,000	
ルールメイキングに関する情報提供及び出版事業収益	180,000	
ルールメイキングに関する事例や理論の研究事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息		
経 常 収 益 計		47,970,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1) 人件費		10,870,000
給料手当	10,870,000	
役員報酬	0	
(2) その他経費		1,844,000
業務委託費	13,760,000	
通信運搬費	2,000,000	
謝金	1,500,000	
広告宣伝費	1,033,000	
会議費	800,000	
交際費	700,000	
旅費交通費	344,000	
消耗品費	0	
事業費計		12,714,000
2 管理費		
(1) 人件費		1,700,000
給料手当	1,500,000	
役員報酬	200,000	
(2) その他経費		75,000
業務委託費	0	
通信運搬費	262,860	
旅費交通費	114,750	
賃料	75,000	
消耗品費	0	
管理費計		1,775,000
経 常 費 用 計		14,489,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		33,481,000
【C】 経 常 外 収 益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計		0
【D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計		0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③		33,481,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤		33,411,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人RULEMAKERS DAO

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】経常収益		
1 受取会費		100,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		580,000
受取寄附金	580,000	
3 受取助成金等		2,500,000
受取補助金	2,500,000	
4 事業収益		7,275,000
政策提言活動事業収益		
ルールメイキングに関する教育と啓蒙活動事業収益	300,000	
ルールメイキングに関するイベント、セミナー等事業収益	555,000	
ルールメイキングに関する情報提供及び出版事業収益	420,000	
ルールメイキングに関する事例や理論の研究事業収益	6,000,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経常収益計		10,455,000
【B】経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		8,030,000
給料手当	8,030,000	
役員報酬	0	
(2) その他経費		1,864,000
業務委託費	900,000	
通信運搬費	0	
謝金	2,000,000	
広告宣伝費	1,033,000	
会議費	800,000	
交際費	700,000	
旅費交通費	364,000	
消耗品費	0	
事業費計		9,894,000
2 管理費		
(1) 人件費		1,825,000
給料手当	1,625,000	
役員報酬	200,000	
(2) その他経費		195,000
業務委託費	0	
通信運搬費	284,765	
旅費交通費	121,500	
賃料	195,000	
消耗品費	0	
管理費計		2,020,000
経常費用計		11,914,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		(1,459,000)
【C】経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		(1,459,000)
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④+⑤		(1,529,000)